

現行	改訂後	備考
<p data-bbox="123 223 302 247">750-080 舗装工</p> <p data-bbox="123 351 235 375">不陸整正</p> <p data-bbox="123 406 246 430">1 適用範囲</p> <p data-bbox="145 438 996 630"> ① 1カ所当りの作業量が幅員2.5m以上の場合の不陸整正に適用する。 打換え区分は「舗装版のみ打換え」、すりつけ作業は「有り」を適用。 ・不陸整正 ② 1カ所当りの作業量が幅員2.5m未満の場合の不陸整正に適用する。 全仕上り厚は「50mm」、材料は「路盤材(各種)」を適用し路盤材材料費の計上は行わない。 ・下層路盤(歩道部) </p> <p data-bbox="123 654 246 678">2 施工歩掛</p> <p data-bbox="145 686 940 766"> ① 国土交通省土木工事標準積算基準書(河川・道路編)IV-1 舗装工による。 ② 国土交通省土木工事標準積算基準書(河川・道路編)IV-3 道路維持修繕工による。 </p>	<p data-bbox="1064 223 1243 247">750-080 舗装工</p> <p data-bbox="1064 367 1176 391">不陸整正</p> <p data-bbox="1064 422 1187 446">1 適用範囲</p> <p data-bbox="1086 454 1881 630"> ① 1カ所当りの作業量が幅員2.5m以上の場合の不陸整正に適用する。 打換え区分は「舗装版のみ打換え」、すりつけ作業は「有り」を適用。 ・不陸整正 ② 1カ所当りの作業量が幅員2.5m未満の場合の不陸整正に適用する。 全仕上り厚は「50mm」、材料は「路盤材(各種)」を適用し路盤材材料費の計上は行わない。 ・下層路盤(歩道部) </p> <p data-bbox="1064 654 1187 678">2 施工歩掛</p> <p data-bbox="1086 686 1937 758"> ① 国土交通省土木工事標準積算基準書(河川・道路編)IV-3 道路維持修繕工による。(コードWB) ② 国土交通省土木工事標準積算基準書(河川・道路編)IV-1 舗装工による。(コードCB) </p>	<p data-bbox="1971 686 2105 726">・誤記の修正 及び文言の追加</p>